

**富良野市**  
**第3期子ども・子育て支援事業計画**  
**(骨子案)**

北海道富良野市

令和6年12月



第1章 計画策定の概要 .....	1
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけと対象 .....	5
3. 計画の期間 .....	6
4. 計画の対象 .....	6
5. 計画の策定体制 .....	7
(1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施 .....	7
(2) 富良野市子ども・子育て会議の設置 .....	7
(3) 子ども子育て事業連携会議実務者会議の実施 .....	7
第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境と計画の主要課題 .....	9
1. 人口等の状況 .....	9
(1) 人口の推移 .....	9
(2) 出生数の推移 .....	10
(3) 人口動態 .....	11
(4) 婚姻等の状況 .....	11
(5) 世帯の推移 .....	12
(6) 女性の年齢別就業率 .....	13
2. 子ども・子育てを取り巻く環境 .....	14
(1) 保育園の状況 .....	14
(2) 幼稚園の状況 .....	14
(3) 認可外保育施設の状況 .....	15
(4) 児童館の状況 .....	15
(5) 放課後子供教室事業の状況の状況 .....	16
(6) 放課後児童健全育成事業の状況 .....	16
(7) 障がい児数の推移 .....	17
(8) 生活保護世帯数の推移 .....	17
(9) 子ども食堂・学習支援 .....	18

3. 第2期計画期間における、地域子ども・子育て支援事業の状況 .....	19
4. ニーズ調査の結果概要 .....	20
(1) 就学前ニーズ調査の結果 .....	20
(2) 就学児ニーズ調査の結果 .....	24
5. 計画の主要課題 .....	27
(1) 妊娠・出産期の安全・安心を確保する .....	27
(2) 乳幼児期における健やかな育ちへの支援 .....	27
(3) 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供 .....	27
(4) 地域全体で子育てを支える環境づくり .....	28
第3章 市全体で子ども・子育てを支える施策の推進 .....	29
(次世代育成支援地域行動計画) .....	29
1. 計画の基本理念 .....	29
2. 基本方針 .....	31
(1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり .....	31
(2) 乳幼児期における健やかな育ちへの支援 .....	31
(3) 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供 .....	31
(4) 子育てを支える富良野市の環境づくり .....	32
3. 重点施策の設定 .....	33
4. 数値目標の設定 .....	34
5. 施策体系 .....	35
6. 子育て施策の全体像 .....	36

# 第1章 計画策定の概要

## 1. 計画策定の趣旨

我が国では出生数や出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、令和5年の出生数は72万7,288人で、前年の77万759人より4万3,471人減少し、明治32年の人口動態調査開始以来最少となりました。また、合計特殊出生率は1.20で前年の1.26より低下し、過去最低となり、こうした少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムの維持が難しくなります。

子どもや子育て世代の状況をみると、核家族化や地域のつながりの希薄化、就労する保護者の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で、子育てに不安や孤立、負担を感じる家庭も少なくありません。

また、仕事と子育てを両立できる環境の整備が十分でないこと等が問題となっており、子どもが欲しくても希望を叶えられない人も多い状況となっています。

幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて総合的に提供する事が重要です。

こうした状況に鑑み、国は平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、「子ども・子育て支援新制度」（以下、「新制度」。）を平成27年4月に施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており、①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障、事業の実施、②質の確保された給付・事業の提供、③給付・事業の確実な利用の支援、④事業の費用・給付の支払い、⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

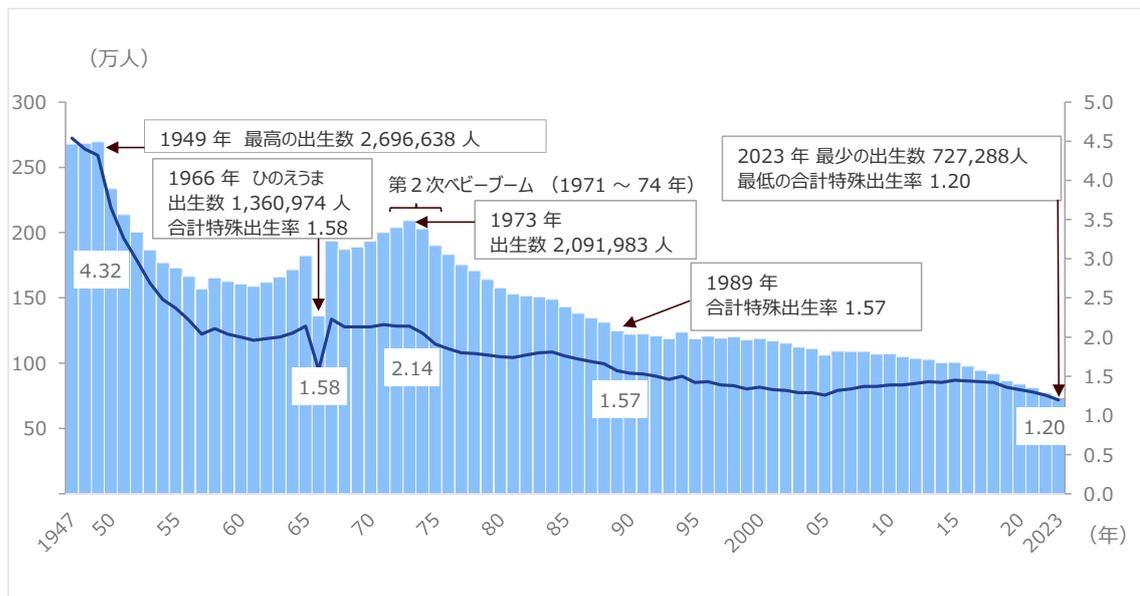
本制度に基づき、市では平成27年3月に第1期となる「富良野市子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月に「富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」の基本理念に基づき、子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になるなど、少子高齢化という難題に国を挙げて取り組んでいます。

さらに、富良野市では、AIオンデマンド交通サービスである「ふらのり」を提供しており、子育て中の家庭の移動をサポートしているほか、地域の特性を活かした体験プログラムやイベントを通じて、郷土愛を育む取り組みも行うなど、子育て負担の軽減や子どもの成長の重要性に着目した施策に取り組んでいます。

この計画は、現行の「富良野市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度をもってその計画期間を終了することを受けて、これまでの市の取組を振り返るとともに、社会情勢等を踏まえ、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため、「富良野市第3期子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

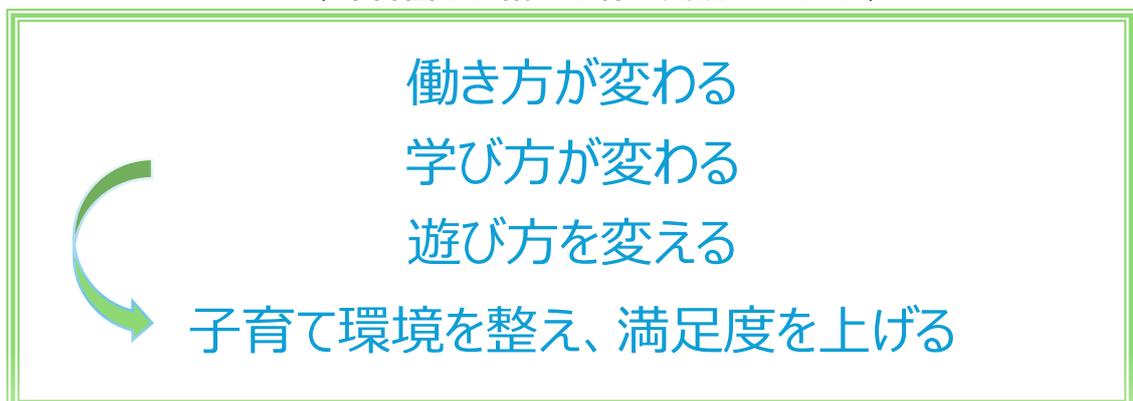
### ◇出生率・合計特殊出生率の推移◇



なお、本市では、「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」を合言葉に、市と市民、地域が一体となって、子どもの育ちやその保護者、子どもを持つとする人を支えていくことのできる環境づくりを進めています。

今後も、「誰ひとり取り残さない」ことを基本としながら、計画期間5年の重点プロジェクトとして、「お母さんの不安解消に向けた積極的支援」を設定し、子育て中の保護者の満足度向上に向けた取り組みを進めていきます。

### ◇本計画が目指す子育て支援のあり方◇



## ◇子ども・子育て支援法（抜粋）◇

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

三 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

四 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

一 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

四 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

## 【子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の概要】

### 1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策

(1) ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化 【①児童手当法、②子ども・子育て支援法】

- ①児童手当について、(1)支給期間を中学生までから高校生年代までとする、(2)支給要件のうち所得制限を撤廃する、(3)第3子以降の児童に係る支給額を月額3万円とする、(4)支払月を年3回から隔月（偶数月）の年6回とする抜本的拡充を行う。
- ②妊娠期の負担の軽減のため、妊婦のための支援給付を創設し、当該給付と妊婦等包括相談支援事業とを効果的に組み合わせることで総合的な支援を行う。

(2) 全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充 【①・②児童福祉法、子ども・子育て支援法等、③～⑤子ども・子育て支援法、⑥児童扶養手当法、⑦子ども・若者育成支援推進法、⑧子ども・子育て支援法の一部を改正する法律】

(3) 共働き・共育での推進 【①雇用保険法等、②国民年金法】

- ①両親ともに育児休業を取得した場合に支給する出生後休業支援給付及び育児期間に時短勤務を行った場合に支給する育児時短就業給付を創設する。
- ②自営業・フリーランス等の育児期間中の経済的な給付に相当する支援措置として、国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置を創設する。

### 2. 子ども・子育て支援特別会計(いわゆる「こども金庫」)の創設 【特別会計に関する法律】

こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるため、年金特別会計の子ども・子育て支援勘定及び労働保険特別会計の雇用勘定（育児休業給付関係）を統合し、子ども・子育て支援特別会計を創設する。

### 3. 子ども・子育て支援金制度の創設 【①④子ども・子育て支援法、②医療保険各法等】

- ①国は、1(1)①②、(2)②、(3)①②（\*）に必要な費用に充てるため、医療保険者から子ども・子育て支援納付金を徴収することとし、額の算定方法、徴収の方法、社会保険診療報酬支払基金による徴収事務等を定める。
  - ②医療保険者が被保険者等から徴収する保険料に納付金の納付に要する費用（子ども・子育て支援金）を含めることとし、医療保険制度の取扱いを踏まえた被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置等を定める。
  - ③歳出改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、その範囲内で、令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、各年度の納付金総額を定める。
  - ④令和6年度から令和10年度までの各年度に限り、（\*）に必要な費用に充てるため、子ども・子育て支援特例公債を発行できること等とする。
- （\*）を子ども・子育て支援法に位置づけることに伴い、同法の目的・「子ども・子育て支援」の定義に、子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現・環境の整備を追加し、同法の趣旨を明確化する。

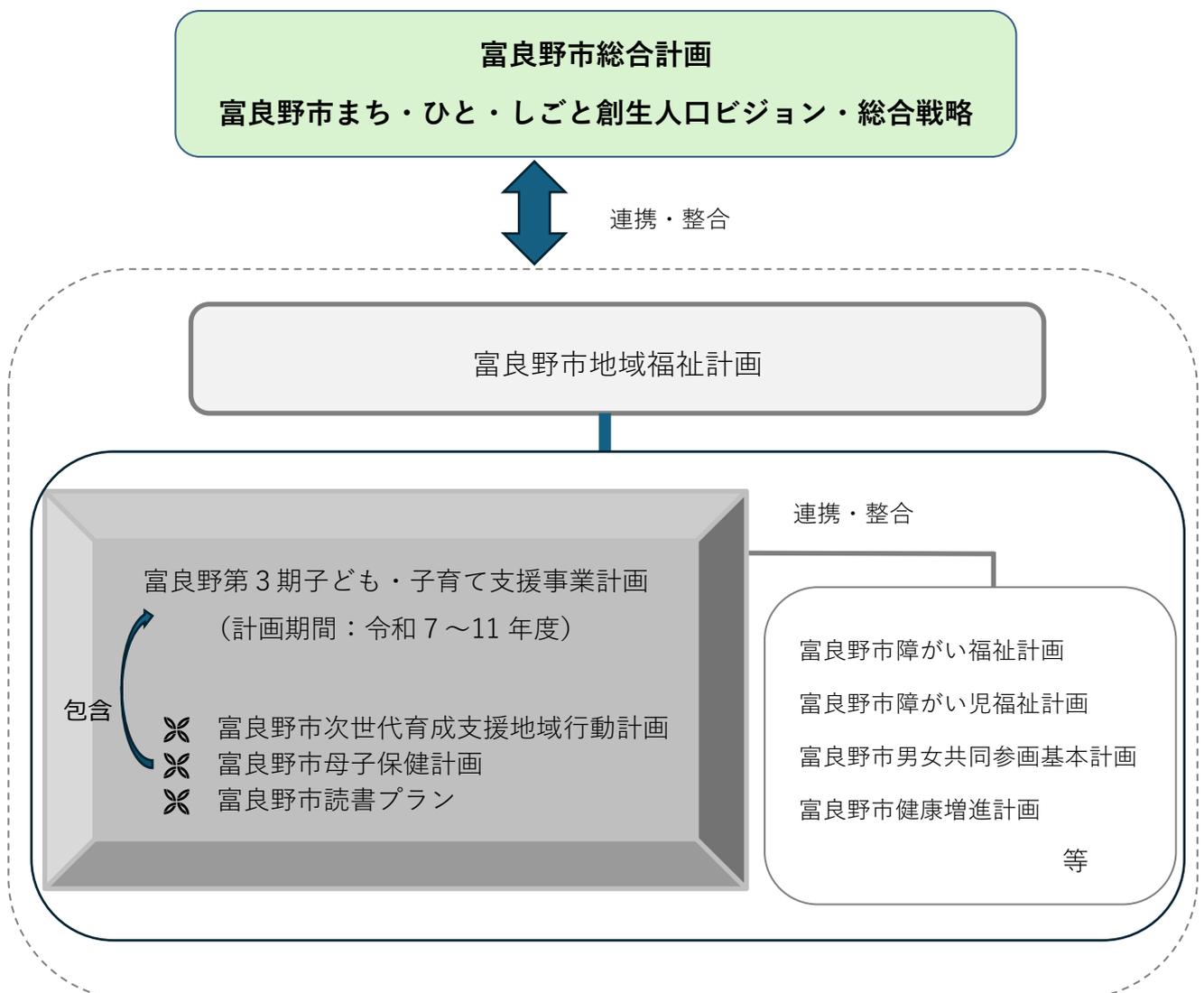
## 2. 計画の位置づけと対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づいて定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当するものです。

また、市の「富良野市総合計画」及び「富良野市地域福祉計画」を上位計画とする福祉分野の計画であり、関連する他の福祉計画との整合性を図りながら策定しています。

さらに、北海道が策定している「道こども計画（仮称）」との整合性を図っています。

### ◇計画の位置づけ（イメージ）◇



### 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、「子ども・子育て支援法」で定められた5年間（令和7年度から令和11年度まで）とします。

なお、時勢の変化等の状況に応じて、計画の期間内においても適宜見直すものとします。

#### ◇計画の期間◇

年度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8	令和 9	令和 10	令和 11
計 画	富良野市第2期子ども・子育て支援事業計画									
						富良野市第3期子ども・子育て支援事業計画				

### 4. 計画の対象

本計画は、本市に居住するすべての子どもと子育て家庭を対象にするものです。  
なお、本計画における「子ども」とは、概ね18歳未満の市民を指しています。

## 5. 計画の策定体制

### (1) 子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケートの実施

本計画の策定にあたって、市の子育て支援に関するニーズを把握するため、就学前児童及び就学児童のいる全世帯を対象に、「富良野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

#### ◇ニーズ調査実施概要◇

項目	区分	配付数	有効回収数	回収率
調査対象	就学前児童	580	331	57.1%
	就学児童	633	348	55.0%
調査期間	令和6年2月19日(月)～令和6年3月5日(火)			
抽出法	無作為抽出			
調査方法	WEB			

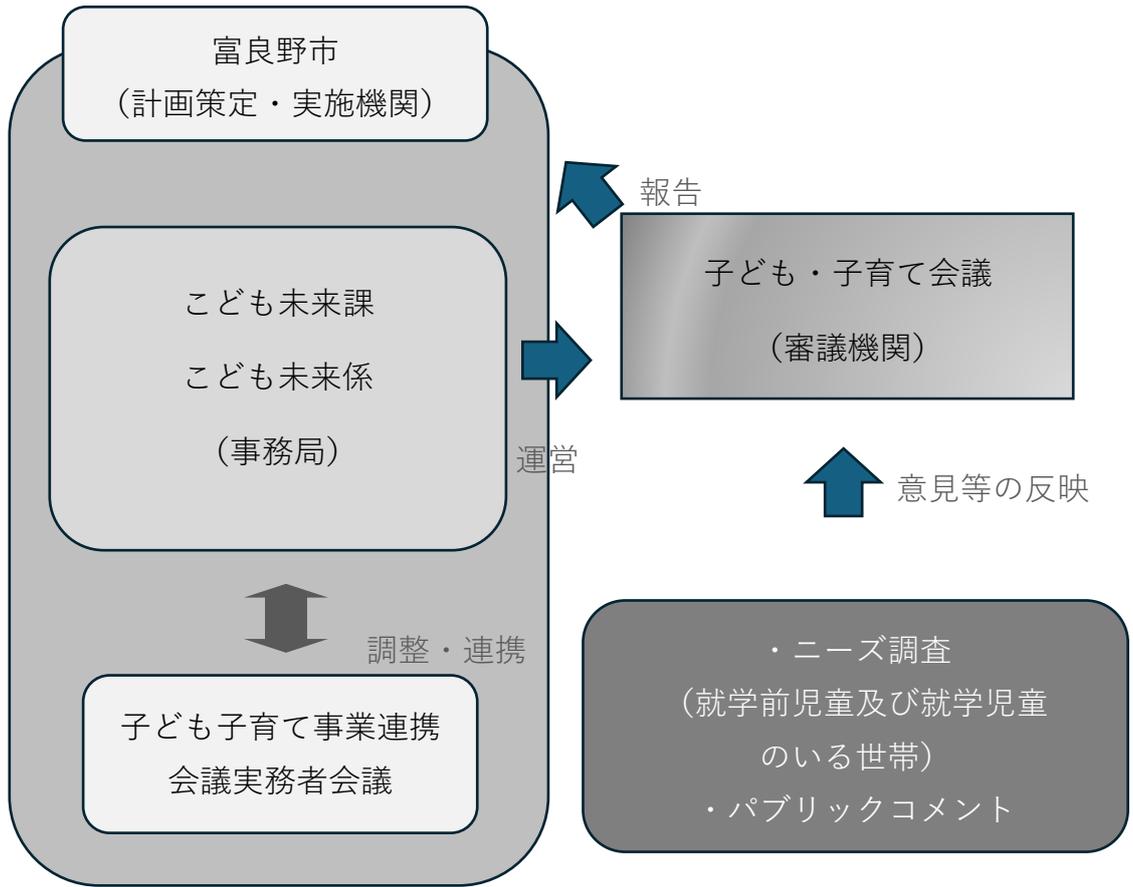
### (2) 富良野市子ども・子育て会議の設置

子ども・子育て支援法第72条において、市町村は、条例で定めるところにより、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定などの事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を設置することとされており、本計画の策定経過においても、学識経験者、子育て支援事業従事者、PTA連合会、私立幼稚園・保育所の保護者会、校長会の代表者等から構成された「富良野市子ども・子育て会議」において意見を聴取しています。

### (3) 子ども子育て事業連携会議実務者会議の実施

本計画策定にあたり、市の各部署を横断する課題が多いことから実務者レベルの会議を計●回開催し、情報と課題を共有し各課の計画や事業との整合性を図っています。

◇計画の策定体制◇



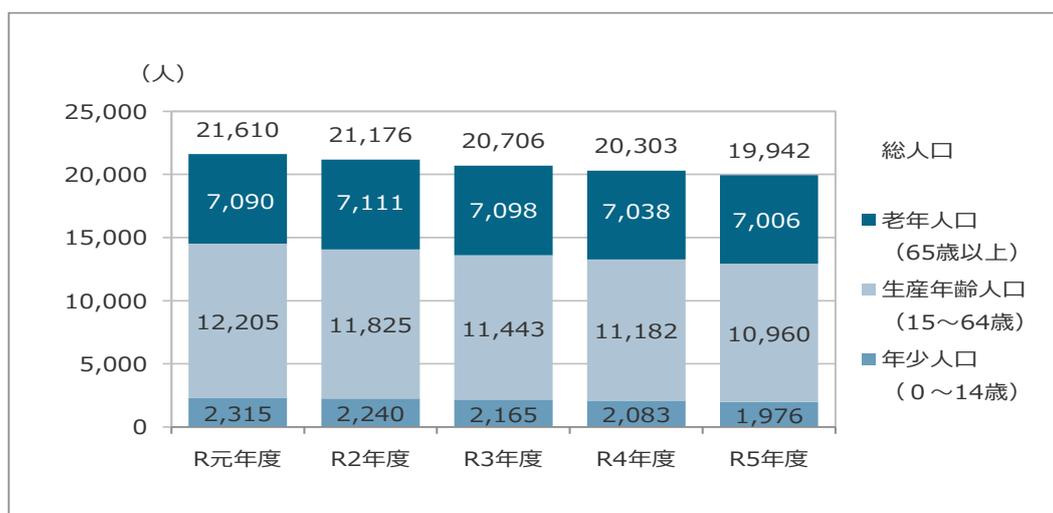
## 第2章 本市の子ども・子育てを取り巻く環境と計画の主要課題

### 1. 人口等の状況

#### (1) 人口の推移

令和元年度から令和5年度までの人口の推移をみると、総人口は減少傾向で推移し、令和5年度には19,942人となっています。年齢3区分別でみると、増加傾向で推移していた老年人口も減少に転じ、3区分とも減少しています。

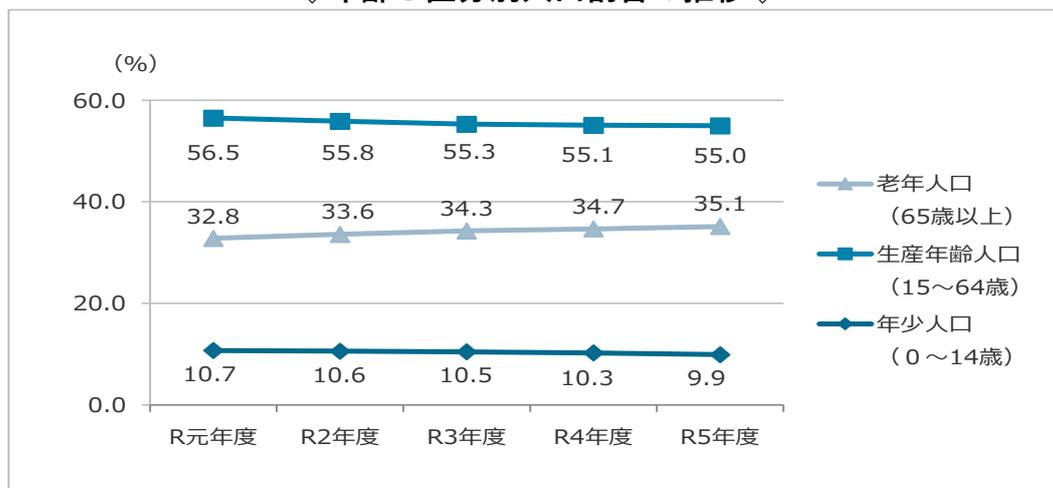
#### ◇年齢3区分別人口の推移◇



資料：住民基本台帳人口

年齢3区分別人口割合でみると、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少傾向で推移している一方、老年人口割合は増加傾向で推移しています。

#### ◇年齢3区分別人口割合の推移◇

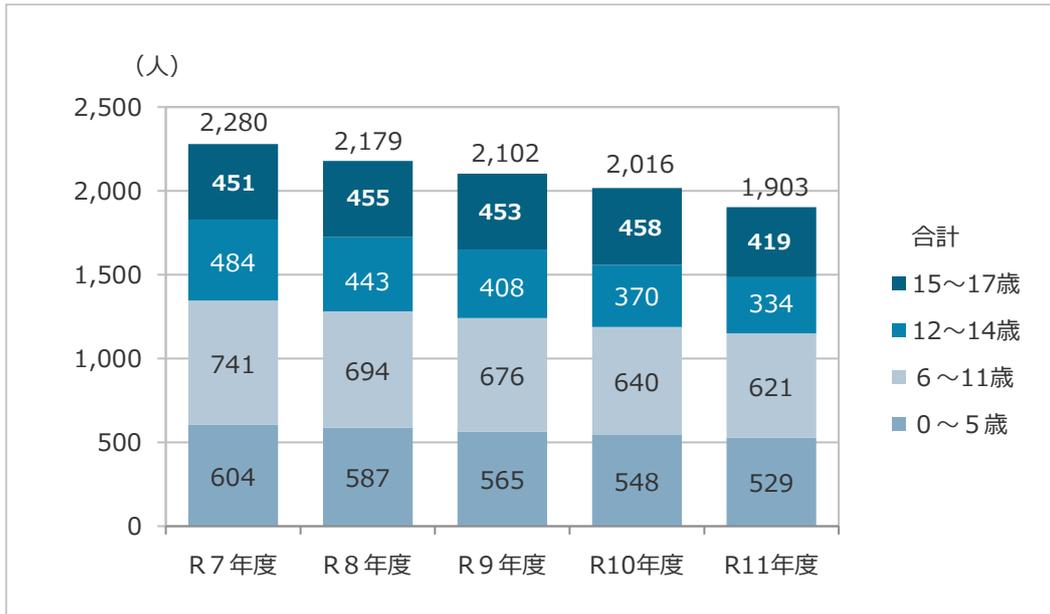


資料：住民基本台帳人口

※端数処理の関係で合計が100%とならない場合がある

0～17歳人口の将来推計をみると、今後も減少で推移することが見込まれ、特に12～14歳人口の減少幅が多いことが見込まれます。

◇0～17歳人口の将来推計◇

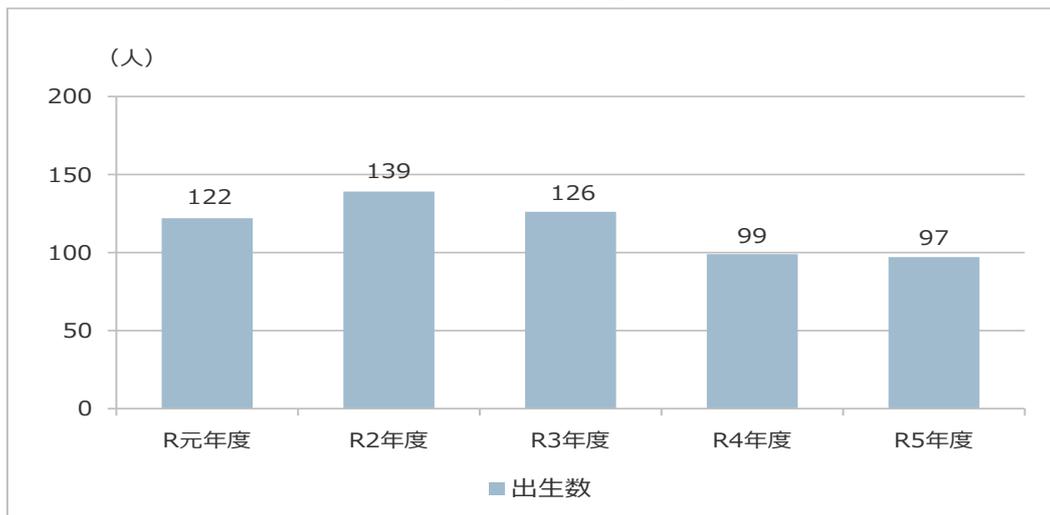


資料：住民基本台帳人口に基づく推計

(2) 出生数の推移

令和元年度以降の出生数は、増加した年度もありますが減少傾向で推移しており、令和5年度には97人まで減少しています。

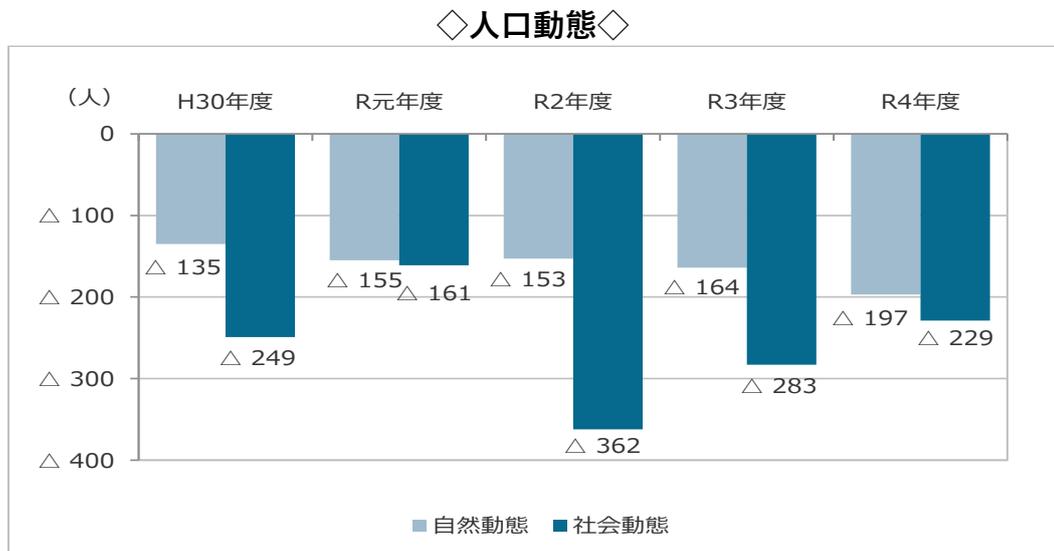
◇出生数の推移◇



資料：保健医療課

### (3) 人口動態

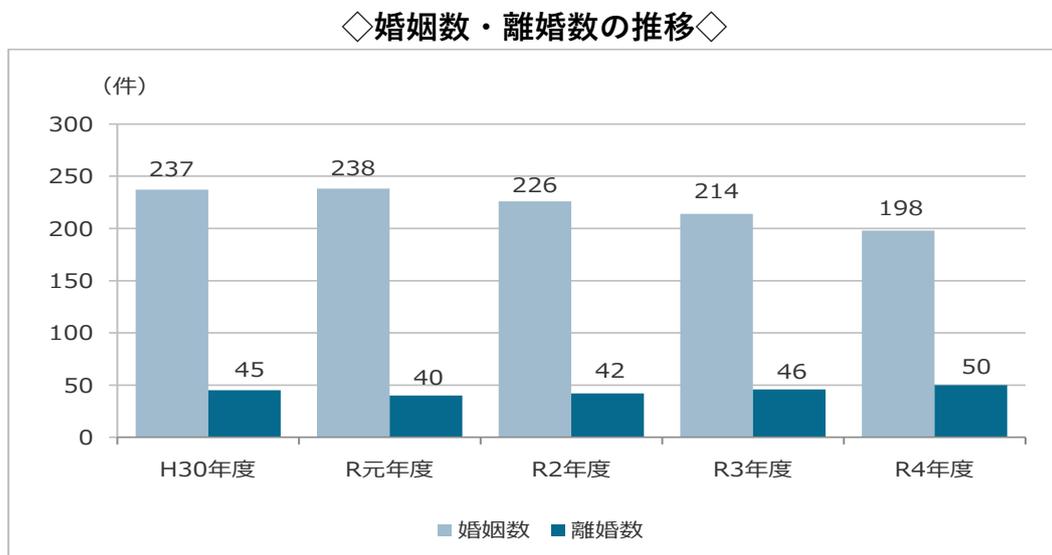
平成30年度以降の人口動態をみると、自然動態及び社会動態ともにマイナスで推移していますが、社会動態のマイナス幅については、令和2年度をピークに縮小してきています。



資料：市民課

### (4) 婚姻等の状況

平成30年度以降の婚姻数・離婚数についてみると、婚姻数が離婚数を大きく上回って推移していますが、離婚数が概ね横ばいで推移する中、婚姻数は一貫して減少しています。

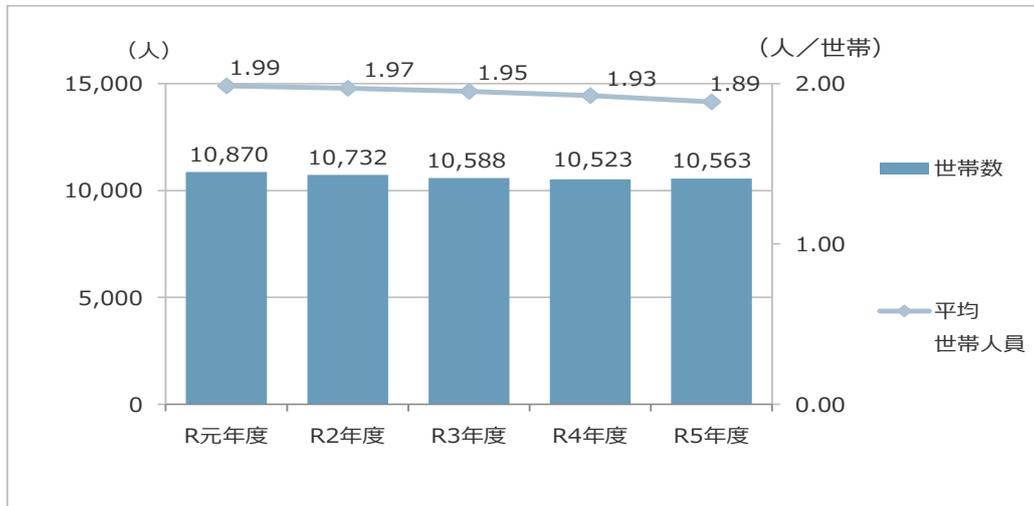


資料：市民課

## (5) 世帯の推移

令和元年度以降の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると、世帯数はそれまでの減少傾向から令和5年度に増加に転じ、平均世帯人員数は一貫して減少傾向で推移しており、核家族化が進行していることがうかがえます。

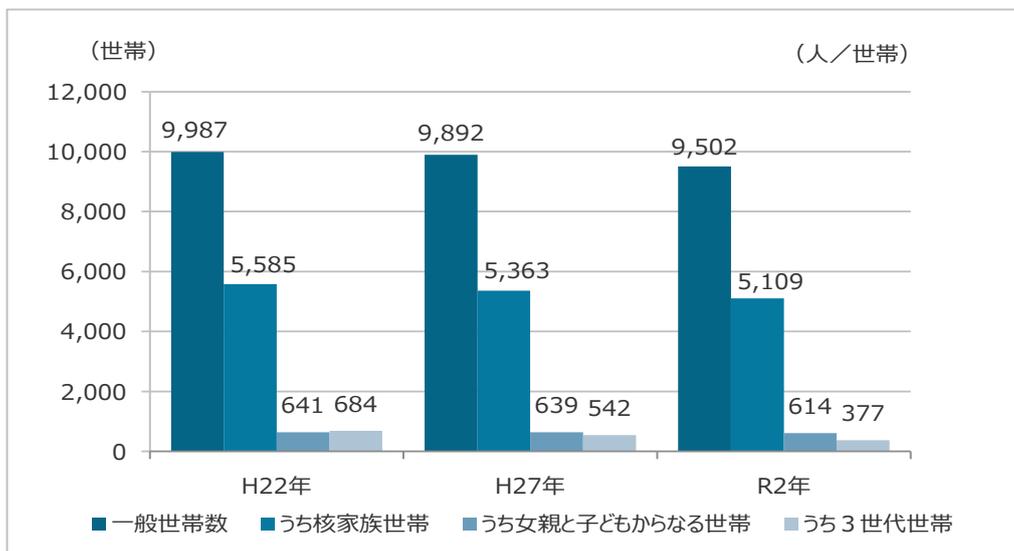
### ◇世帯数と平均世帯人員数の推移◇



資料：人口世帯数地区別内訳表・年齢別統計表（各年10月1日）市民課

また、世帯類型別でみると、3世代世帯は大きく減少する一方、女親と子どもからなる世帯数は600世帯以上を維持して推移しています。

### ◇世帯類型別の推移◇

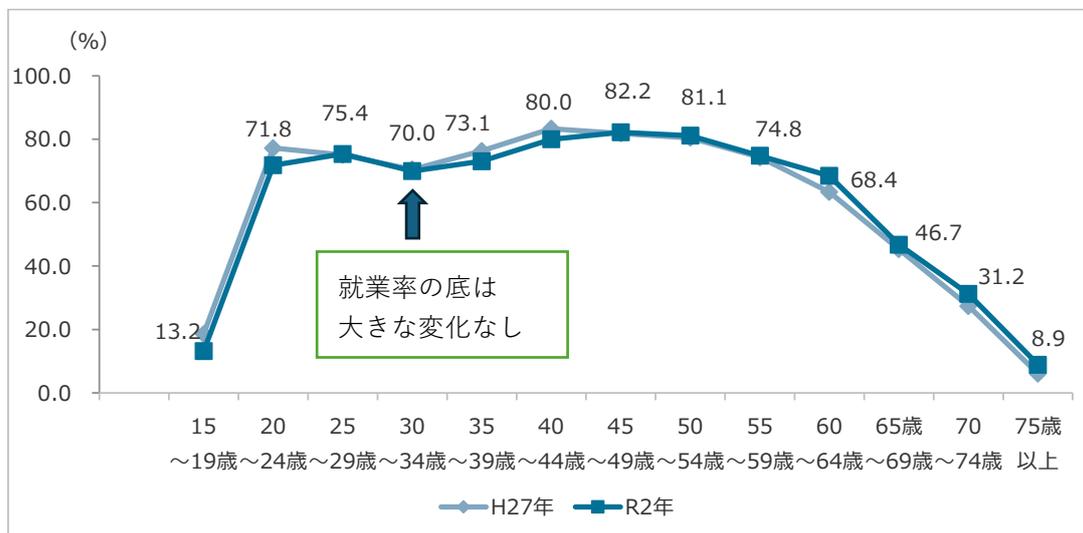


資料：国勢調査

## (6) 女性の年齢別就業率

本市における女性の就業率をみると、結婚や出産、育児などのライフイベントがある20代後半から30代前半にかけての就業率が低下し、子育てが一段落する40代以降に再び就業率が上昇する、いわゆるM字カーブが依然として表出しています。

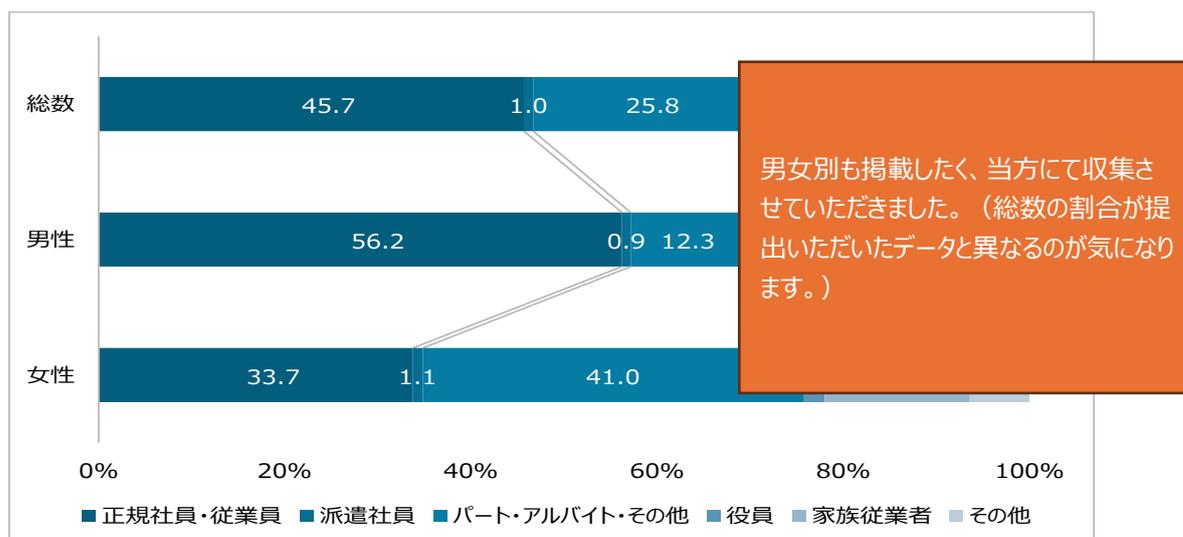
◇女性の就業率の推移／平成27年・令和2年◇



資料：国勢調査

また、従業上の地位別就業者数の割合をみると、男性は「正規社員・従業員」が過半数を占めている一方、女性は「正規社員・従業員」が3割強を占めるものの、「パート・アルバイト・その他」が4割強を占めて最も多く、フレキシブルな働き方が多くの割合を占めています。

◇従業上の地位別就業者数の割合／令和2年◇



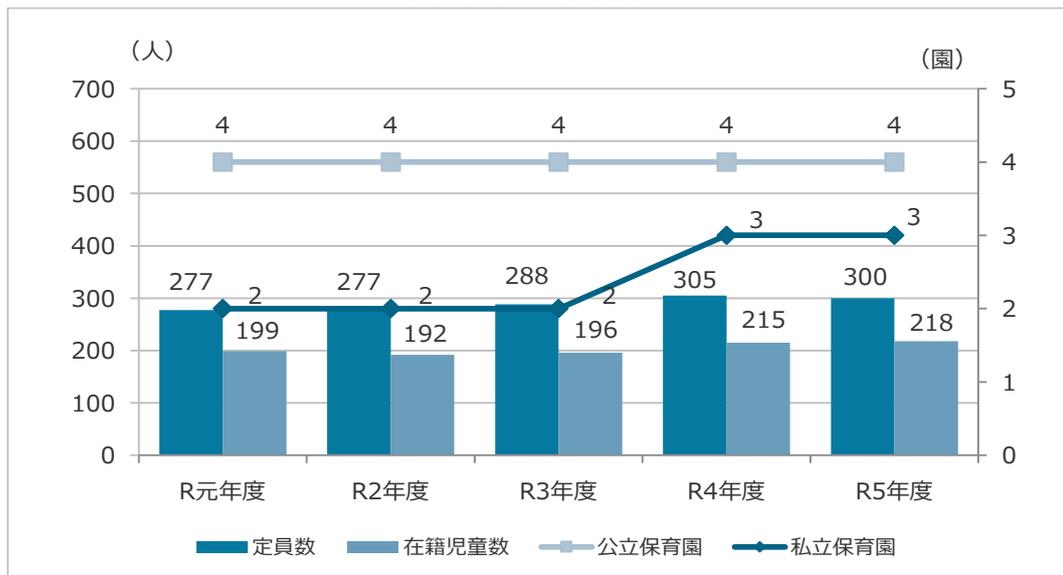
資料：国勢調査

## 2. 子ども・子育てを取り巻く環境

### (1) 保育園の状況

本市の保育園は令公立保育園が4園、私立保育園が3園あり、定員数は300人を確保しています。令和元年度以降において、在籍児童数は概ね増加傾向で推移しており、令和5年度の待機児童数は2人となっています。

◇保育園の状況◇

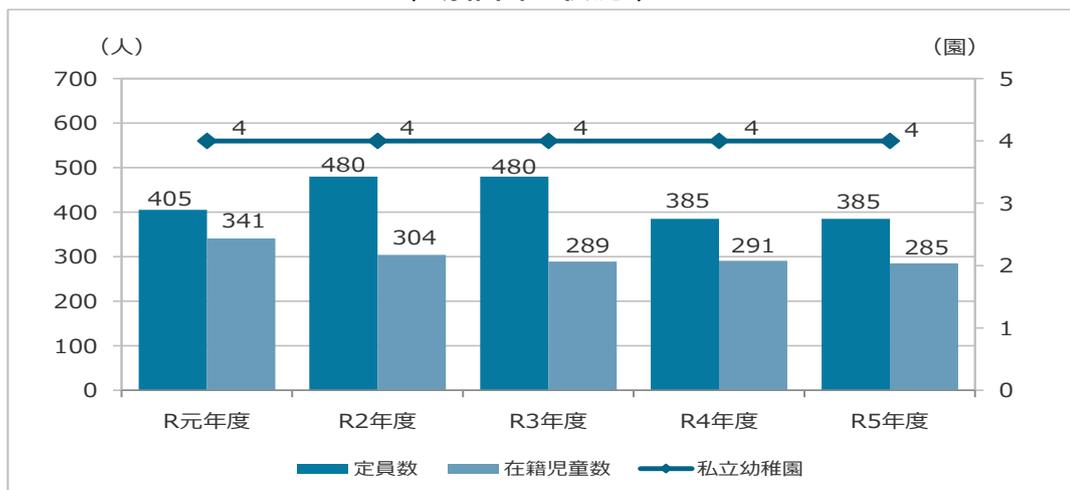


資料：保育所入所状況（各年4月1日）こども未来課

### (2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は令和5年度において私立幼稚園が4園あり、定員数は385人を確保しています。令和元年度以降において、在籍児童数は概ね減少傾向で推移しています。

◇幼稚園の状況◇

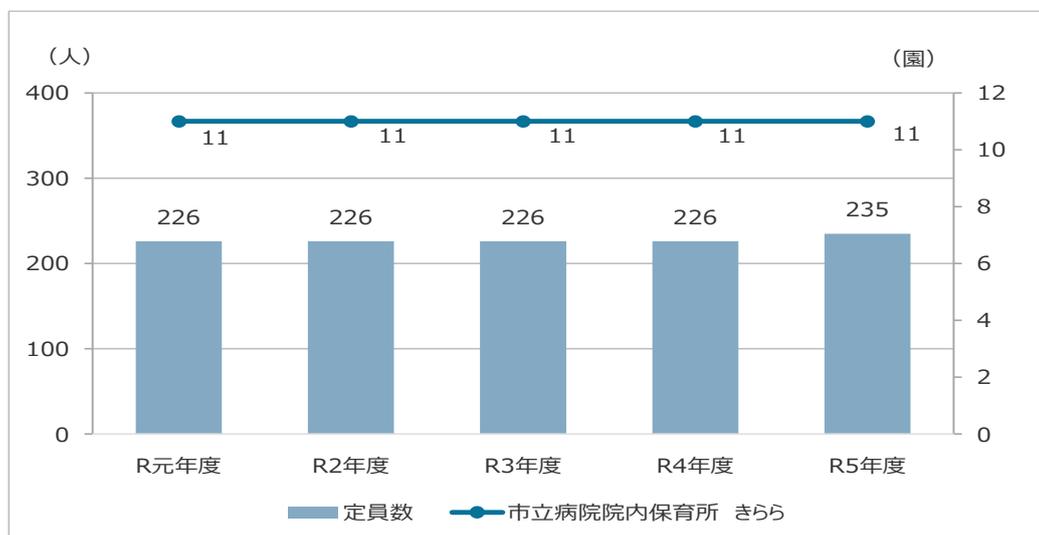


資料：こども未来課（各年5月1日）

### (3) 認可外保育施設の状況

本市における認可外保育施設の状況（へき地保育所を含む）については、令和元年度以降において11園となっており、定員数は230人前後を確保しています。

#### ◇認可外保育施設の状況◇

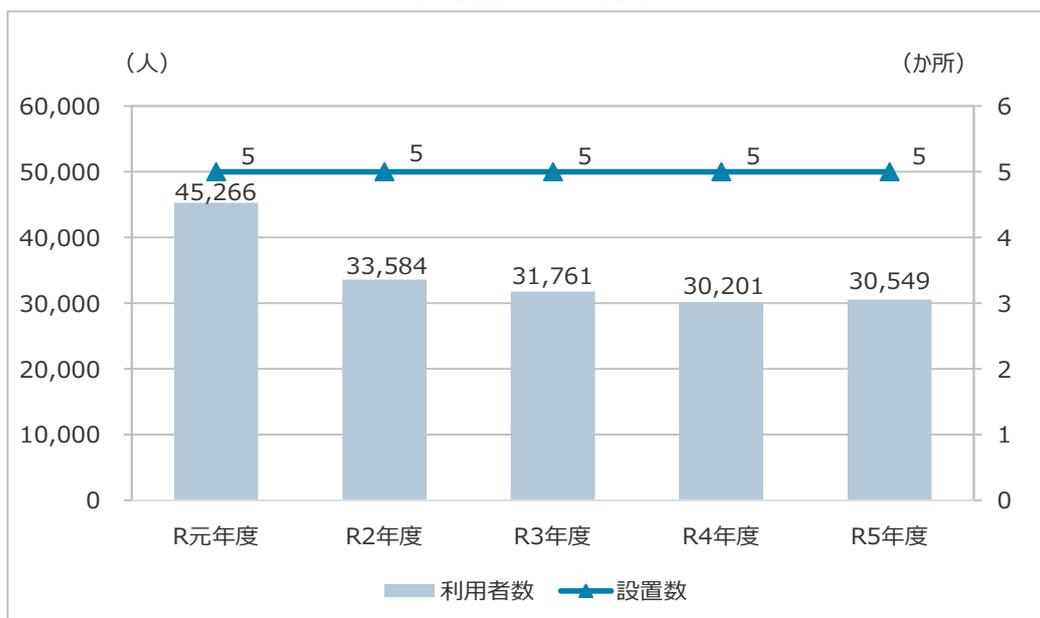


資料：こども未来課（各年 10月1日）

### (4) 児童館の状況

本市における児童館については、令和元年度以降において5か所で実施しており、利用者数は減少していましたが、令和5年度に増加に転じています。

#### ◇児童館の状況◇

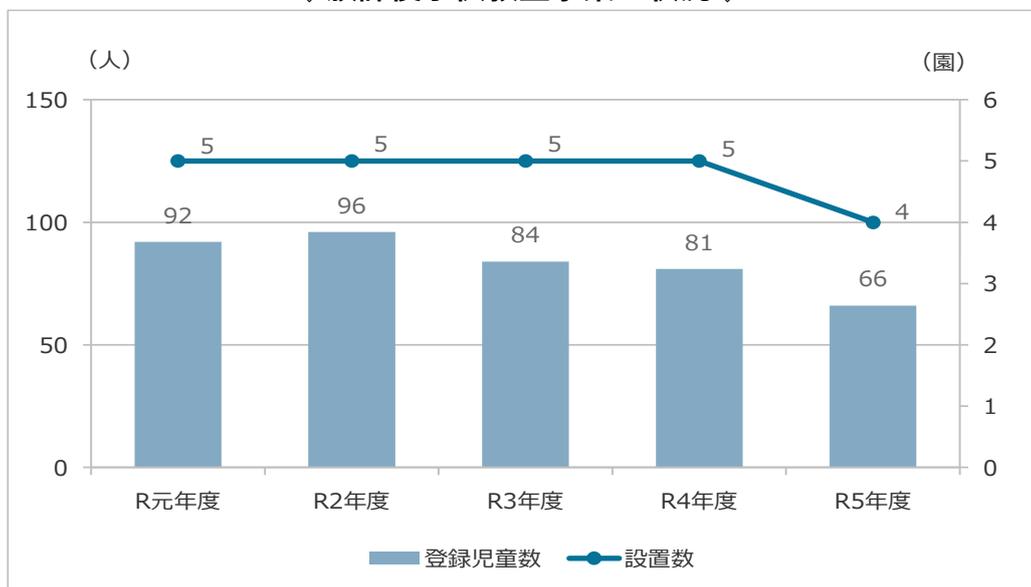


資料：教育振興課

(5) 放課後子供教室事業の状況の状況

本市における放課後子供教室事業の状況については、令和元年度以降において、登録児童数は概ね減少傾向にあります。令和5年度において4園で実施しており、登録児童数は66人となっています。

◇放課後子供教室事業の状況◇

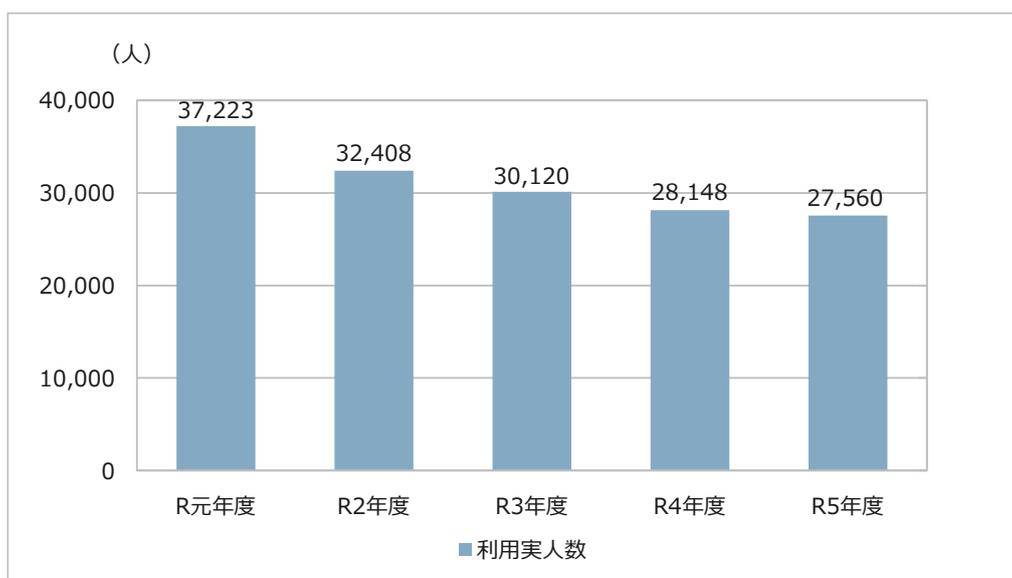


資料：教育振興課

(6) 放課後児童健全育成事業の状況

本市における放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）については、令和元年度以降において利用者数が一貫して減少傾向で推移しており、令和5年度には27,560人となっています。

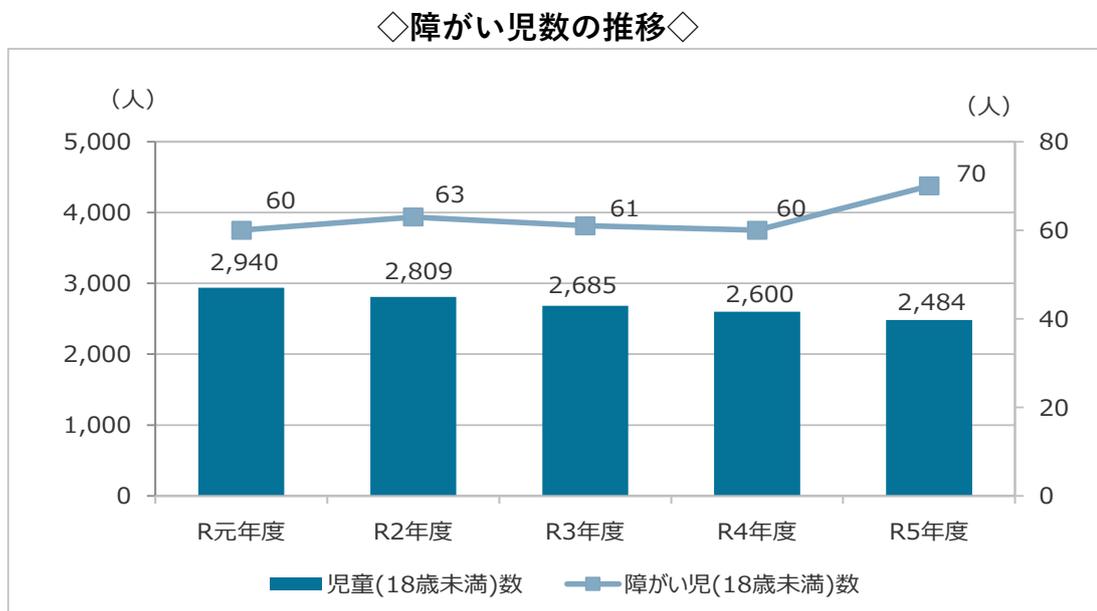
◇放課後児童健全育成事業の状況◇



資料：教育振興課

### (7) 障がい児数の推移

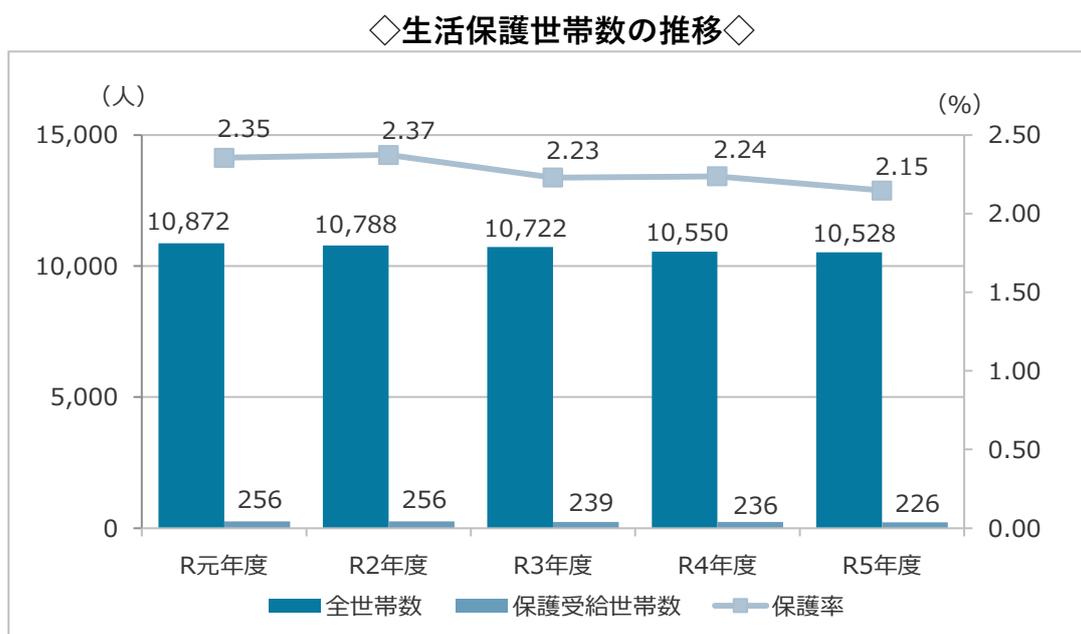
本市における障がい児数は、令和元年度以降において児童数が減少する中、概ね横ばいで推移していましたが、令和4年度から令和5年度にかけて10人の増加となっています。



資料：福祉課（各年4月1日）

### (8) 生活保護世帯数の推移

本市における生活保護世帯数は、令和元年度以降において概ね減少傾向で推移しています。また、保護率は増加と減少を繰り返し推移しており、令和5年度は2.15%となっています。



(9) 子ども食堂・学習支援

本市では、令和5年度において子ども食堂、学習支援ともに1箇所を実施しています。

### 3. 第2期計画期間における、地域子ども・子育て支援事業の状況

令和2年度から令和3年度までの第2期計画期間における地域子ども・子育て支援事業について

2期計画では掲載していませんが、掲載しますか。

## 4. ニーズ調査の結果概要

※ニーズ調査の結果を読むに当たっての注意点

- 回答結果の割合「%」は、有効サンプル数に対し、それぞれの回答数の割合を小数点以下第二位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。
- 図表中の「n」（number of case）は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する者）を表します。
- 「前々回調査」とは平成25年、「前回調査」とは平成30年に実施した富良野市子ども・子育て支援に関するニーズ調査のことです。

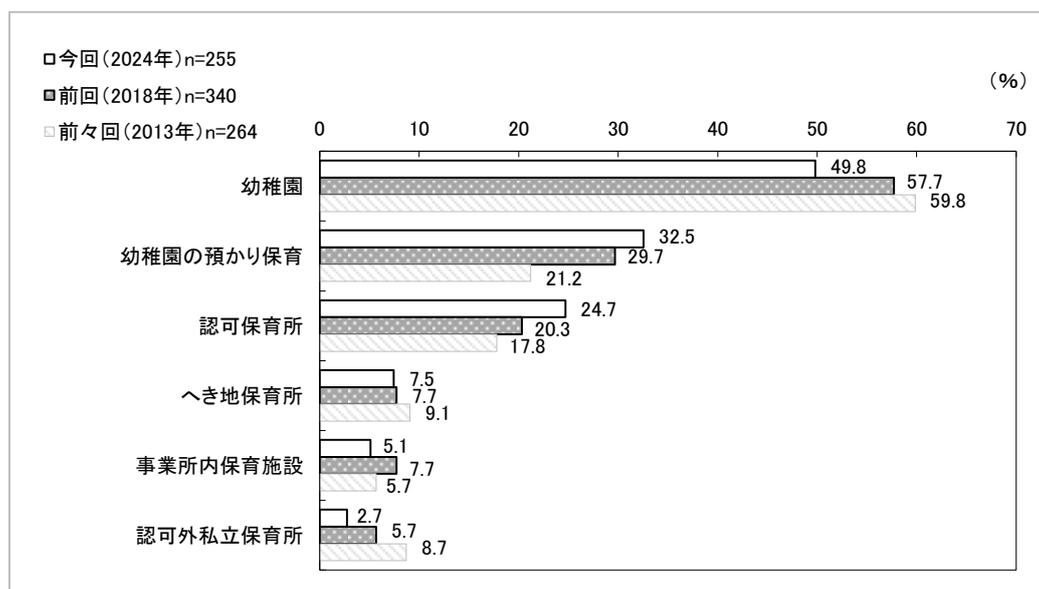
### (1) 就学前ニーズ調査の結果

◇ 教育・保育事業の利用について

【利用している教育・保育事業（複数回答）】

「幼稚園」が49.8%で最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」、「認可保育所」が続いています。前回、前々回調査と比較すると、「幼稚園」から「認可保育所」に移行が進んでいるものの、「幼稚園の預かり保育」を含め、「幼稚園」の需要は一定数あることがうかがえます。

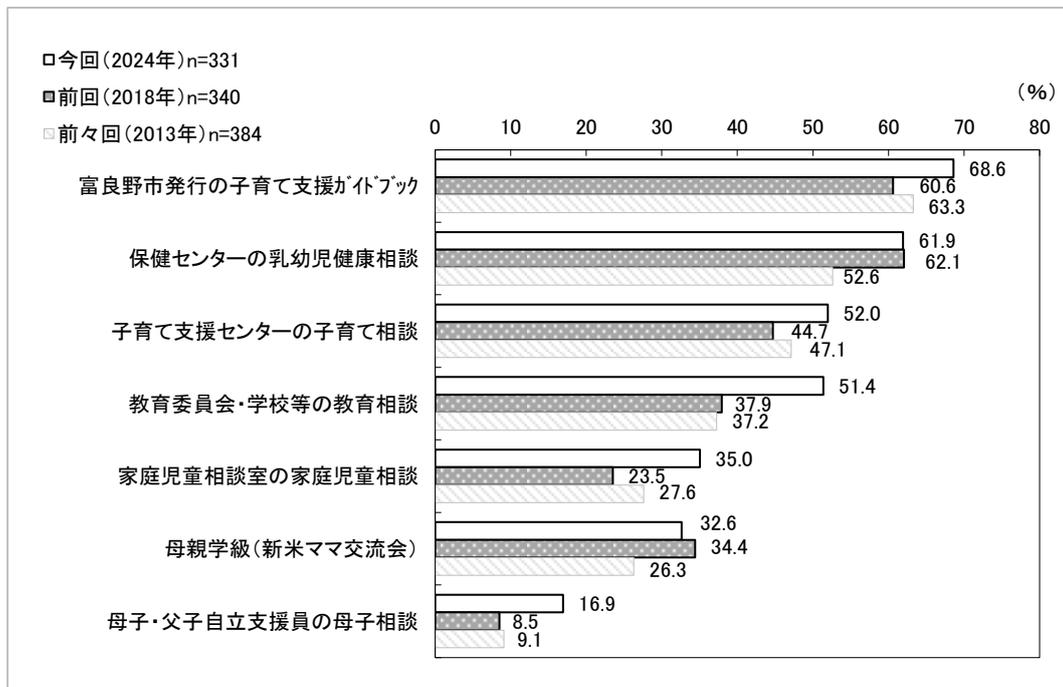
#### ◇利用している教育・保育事業（上位項目抜粋）◇



## 【事業の利用意向】

本市で実施する事業の利用意向については、「富良野市発行の子育てガイドブック」が68.6%で最も高く、次いで「保健センターの乳幼児健康相談」、「子育て支援センターの子育て相談」、「教育委員会・学校等の教育相談」が続いており、前回、前々回と比較すると、「教育委員会・学校等の教育相談」の利用意向が高まっていることがうかがえます。

### ◇事業の利用意向◇



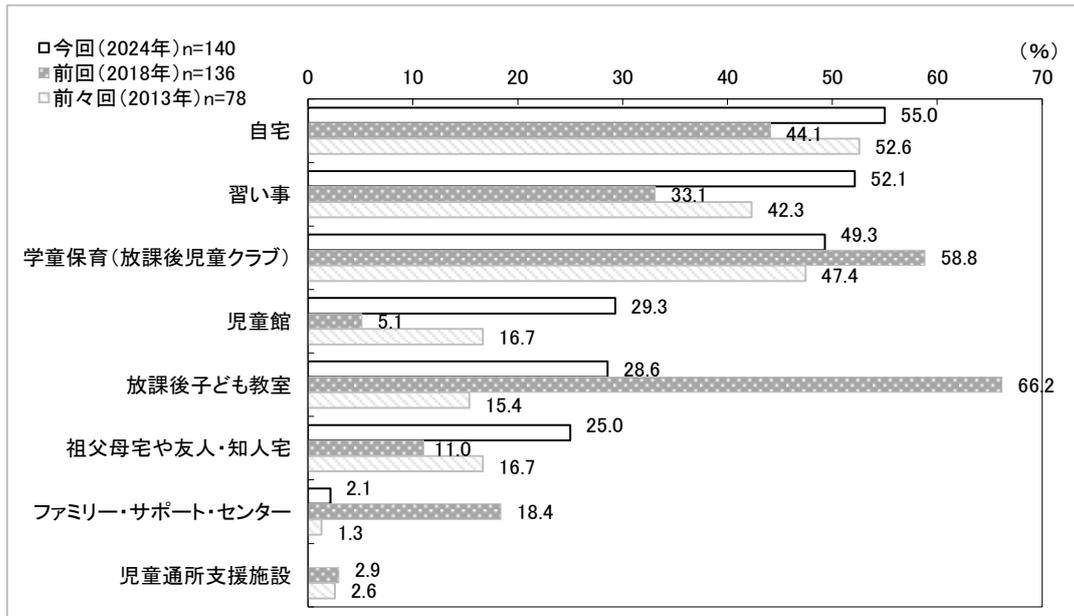
※今回の調査において、「家庭児童相談室の家庭児童相談」は「こども未来課の家庭児童相談」。

☆ 小学校就学後の放課後の過ごし方について

【小学校就学後、放課後に子どもを過ごさせたい場所（複数回答）】

低学年のうちに放課後に子どもを過ごさせたい場所は、「自宅」が55.0%で最も高く、次いで「習い事」、「学童保育（放課後児童クラブ）」となっています。前回、前々回調査と比較すると、「習い事」、「児童館」が大きく増加しています。

◇低学年のうち放課後の時間をどのような場所で過ごさせたいか（上位項目抜粋）◇

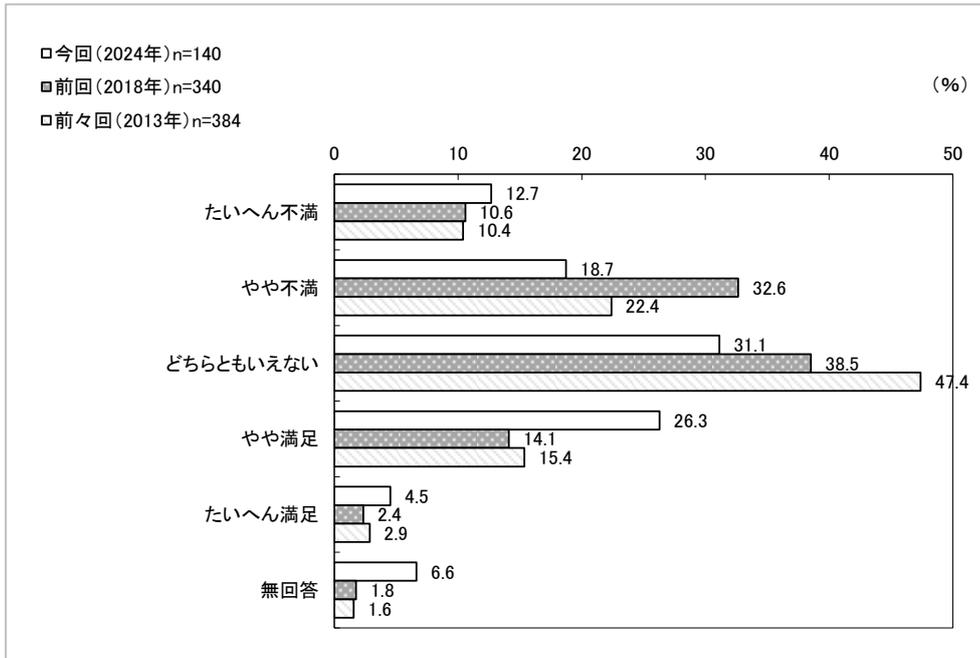


☆ 子育て全般について

【市の子育て環境や支援への満足度】

市の子育て環境や支援への満足度について、「どちらともいえない」が31.1%で最も高く、次いで「やや満足」が26.3%で続きます。前回、前々回調査と比較すると、「やや満足」が大きく増加し、「満足」（「やや満足」と「たいへん満足」の合計）も増加しています。

◇市の子育て環境や支援への満足度◇

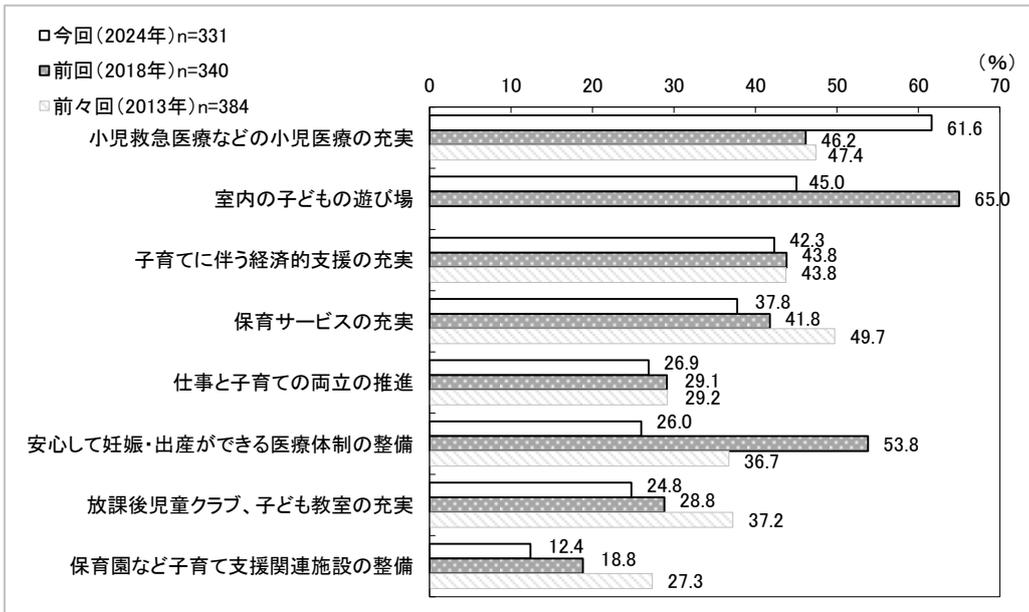


※前々回、前回調査では、満足度1～5で選択（数値が大きいほど満足度が高い）

【市が重点的に取り組むべき子育て支援策】

市が重点的に取り組む必要が高いと思われることについては、「小児救急医療などの小児医療の充実」が61.6%で最も高く、次いで「室内の子どもの遊び場」、「子育てに伴う経済的支援の充実」が続きます。前回、前々回調査と比較すると、「小児救急医療などの小児医療の充実」が大きく増加しています。

◇市が重点的に取り組むべき子育て支援策（上位項目抜粋）◇



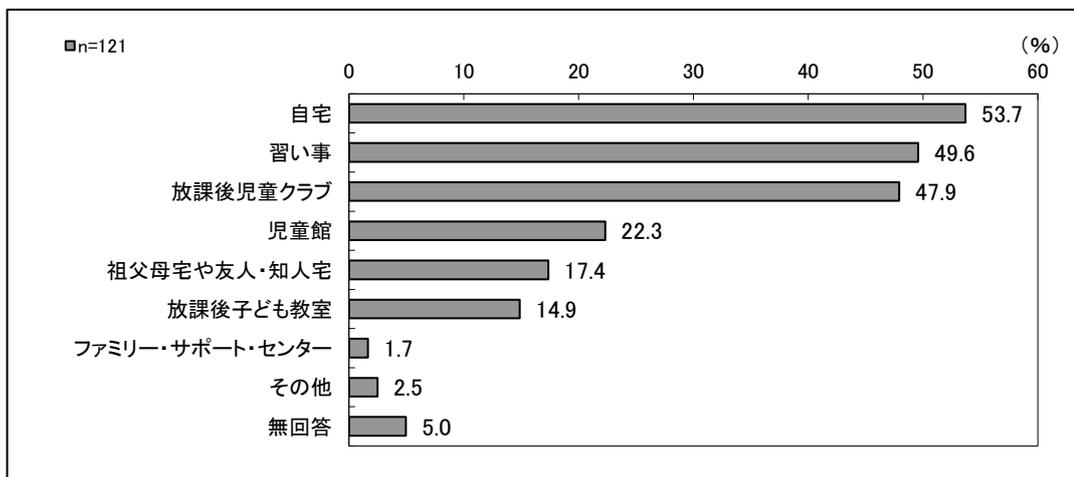
## (2) 就学児ニーズ調査の結果

### ☆ 市の子育て環境について

#### 【放課後の過ごし方について】

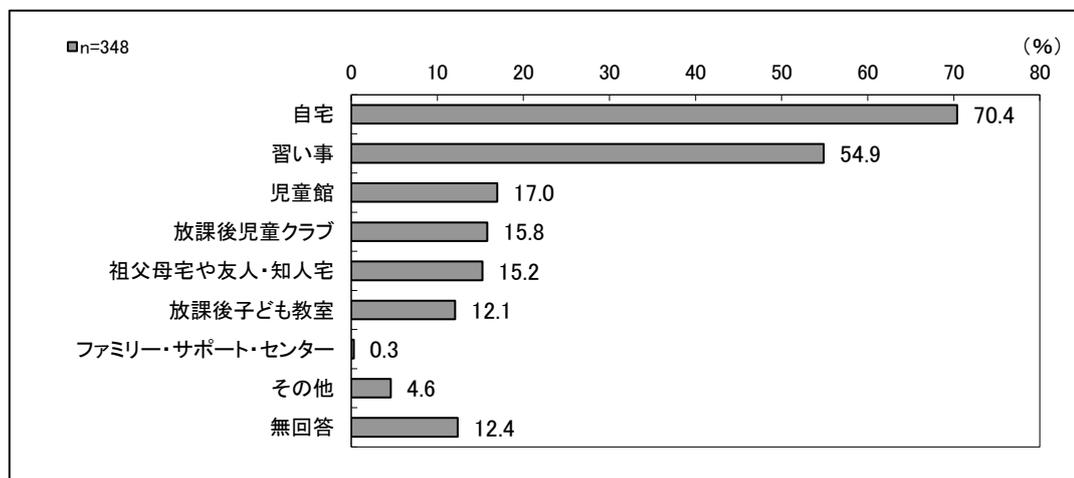
小学校低学年（1～3年生）の間、放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が53.7%で最も高く、次いで「習い事」、「放課後児童クラブ」が続いています。

#### ◇低学年の放課後の過ごし方について◇



また、小学校高学年（4～6年生）の間、放課後に過ごさせたい場所は、「自宅」が70.4%で最も高く、次いで「習い事」、「児童館」が続いています。

#### ◇高学年の放課後の過ごし方について◇

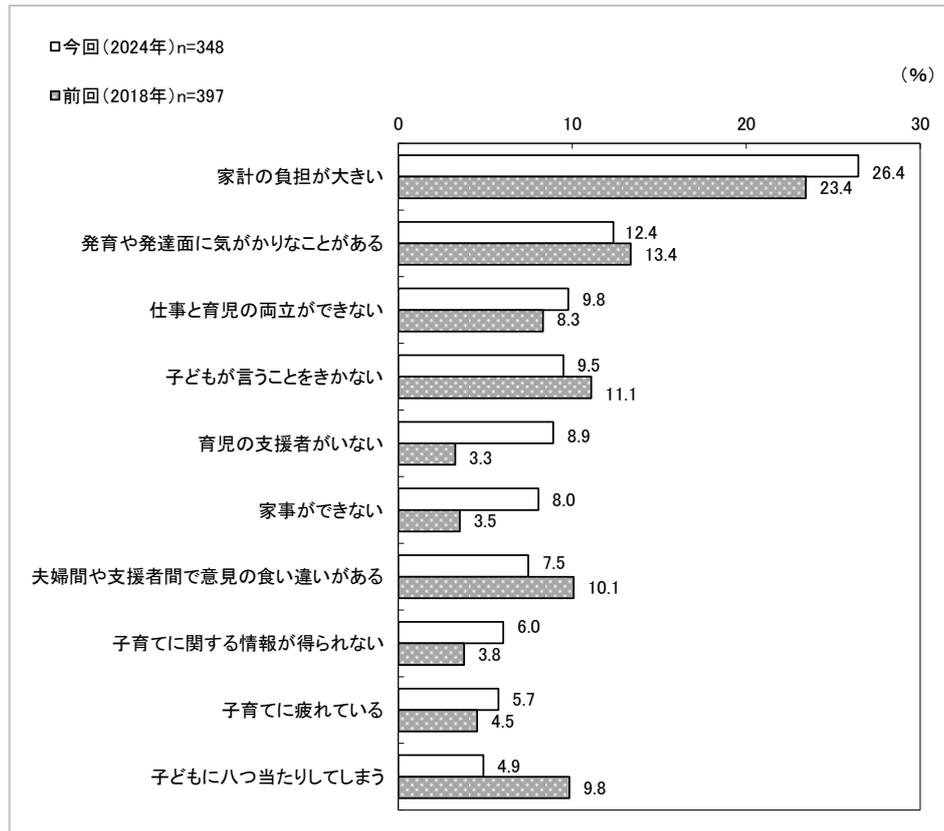


◇ 富良野市の子育て環境について

【子どもを育てていく上での困りごと】

子育て上の困りごとは、「家計の負担が大きい」が26.4%で最も高く、次いで「発育や発達面に気がかりなことがある」、「仕事と育児の両立ができない」が続いています。前回調査と比較すると、「育児の支援者がいない」、「家事ができない」が増加しています。

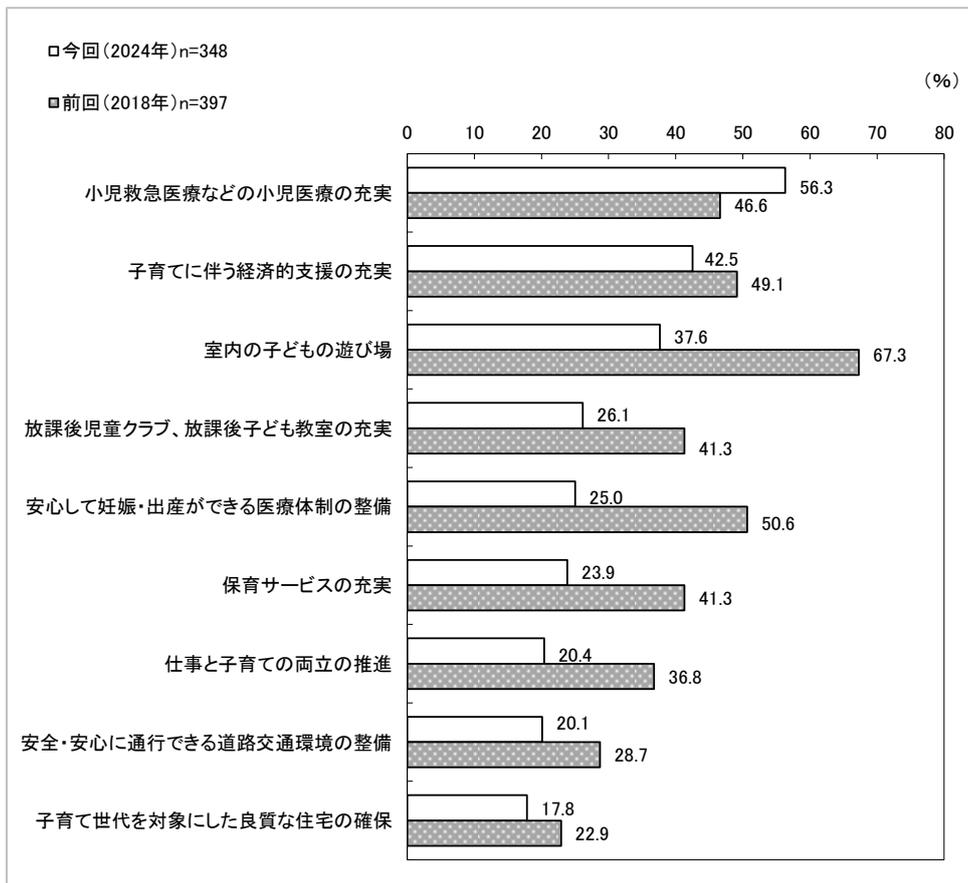
◇子どもを育てていく上での困りごと（上位項目抜粋）◇



【子育て支援で重点的に取り組む必要が高い施策】

市が重点的に取り組む必要が高いと思われることについては、「小児救急医療などの小児医療の充実」が56.3%で最も高く、次いで「子育てに伴う経済的支援の充実」、「室内の子どもの遊び場」が続きます。前回調査と比較すると、「室内の子どもの遊び場」が減少し、「小児救急医療などの小児医療の充実」が増加しています。

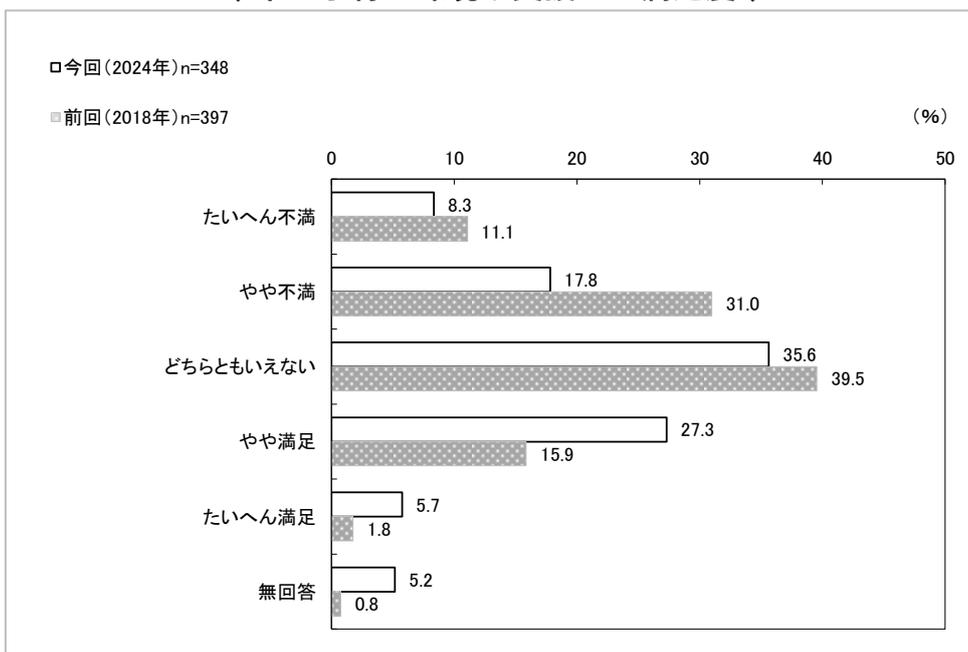
◇子育て支援で重点的に取り組む必要が高い施策（上位項目抜粋）◇



【市における子育て環境や支援への満足度】

「どちらともいえない」が35.6%で最も高く、次いで「やや満足」が続いています。“満足”（「やや満足」と「たいへん満足」の合計）は前回より大きく増加しています。

◇市の子育て環境や支援への満足度◇



## 5. 計画の主要課題

本計画を策定するにあたっての主要課題は以下のとおりです。

基本方針に対応するように課題出し  
をしています。

### (1) 妊娠・出産期の安全・安心を確保する

地域とのつながりが希薄化し、核家族化が進行する中、身近なところに相談できる相手が少なくなっていることから、妊娠・出産に伴うストレスや不安を軽減するための支援の必要性が高まっています。

また、子どもたちが一生涯にわたって健やかに生きていくことができるよう、その基礎をつくるために、健康的な食生活を身につけるための教育や、地域での食育活動の充実が求められます。

さらに、アンケート結果にもあるように、小児医療の充実についてのニーズが高く、産婦人科医療の充実についてのニーズも一定数あることから、妊娠・出産に関する医療サービスの向上や、小児科医の増員、地域医療の強化を行うことにより、母子の健康を守る必要性が高まっています。

### (2) 乳幼児期における健やかな育ちへの支援

乳幼児期は子どもの心身の発育・発達にとって非常に重要な時期であり、この時期に適切な支援を行うことは、将来の健康や社会的な活躍に大きな影響を与えるため、幼児期の教育・保育事業の充実を図り、事業の質と量を向上させてきたところですが、統計データでは児童数が減少する中において、障がい児の割合が増加する傾向がみられるなど、一人ひとりの発達状況に応じたきめ細かな支援が必要です。

また、保育園や幼稚園での集団生活は、他者との関わりを通じて、社会的なスキルやコミュニケーション能力を育む良い機会であることから、幼児教育・保育環境の一層の充実が必要です。

### (3) 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供

学童期は、子どもが将来の人生を豊かに過ごすための基盤を築く重要な時期で、この時期に適切なサポートや教育を受けることが、子どもの健全な成長に大きく影響することから、学習能力の向上、身体の発達はもとより、社会性の発達、自己肯定感の形成、価値観の形成に資するべく環境づくりを充実する必要があります。

また、子どもは、成長し発展するために特別な保護と配慮を必要としており、令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法においても、子どもの権利を保護し、子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指していることから、子どもの最善の利益の考慮、子どもの健全な成長の支援などにより、すべての子どもが基本的な人権を享受し、差別されることなく平等に扱われる環境づくりが必要です。

#### （4）地域全体で子育てを支える環境づくり

子育ての経験者や子育て世帯が身近に少なくなっているという社会状況において、孤立しがちな保護者や子どもに対し、行政のみならず地域全体で子どもや子育て中の保護者を見守り、支えていく環境づくりの重要性が高まっています。

また、女性の社会進出が進む中、本市においても女性が結婚や出産期に一時的に労働市場から離れ、その後再び復帰する傾向を示しており、教育・保育環境の充実に加え、フレックスタイム制度や在宅勤務制度の導入など、妊娠中や育児中の女性が働きやすい環境を促進していく必要があるほか、働き改革が進む中、男性による家事・育児への参加を促進するなど、家庭内における子育てについても、意識の改善を図っていく必要があります。

## 第3章 市全体で子ども・子育てを支える施策の推進

### (次世代育成支援地域行動計画)

#### 1. 計画の基本理念

第2期計画で掲げた基本理念「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」は、「すべての幼児・児童が、障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重しあいながら、夢と希望を持って心豊かに、たくましく育てあう教育を推進するために、一人ひとりのニーズに応じた専門的な指導・支援を行い、自立や社会参加に向けて個々の能力を伸ばすことができるように環境を整備する」という富良野市の教育の基本理念でもあります。

子ども・子育て支援は、「支援を必要とするすべての家庭が利用でき、子ども達がより豊かに育っていける」ことを目指して整備されている制度です。

少子化や核家族化の進行、保護者の就労状況の変化や家庭環境における変化等に対応しながら、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現していくことが求められています。

また、国においては、子どもの利益を最優先に考えた取り組みや政策を、国の中心に据える社会目標とすることもまんなか社会の実現を目指しており、令和5年4月に施行された「こども基本法」では、今後の子ども政策についての基本理念が示されていますが、本市における第2期計画の基本理念と方向性を同じくすることから、本計画においても「すべては子ども達のために すべての子ども達のために」を継承することとします。

#### ◇基本理念◇

すべては子ども達のために すべての  
子ども達のために

なお、2015年9月の国連サミットで採択された国際目標では、持続可能な世界を実現するための17のゴールが定められており、“誰ひとりとして取り残さない”ことが掲げられています。本市の子育て支援においても、どの子どもも、どの保護者も取り残されることなく、必要な支援が提供される環境づくりを進めていく必要があります。



こどもが個人として尊重され、自分らしく、幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶うことにつながり、ひいては、少子化・人口減少の流れを変え、未来を担う人材を地域で育み、地域社会の持続可能性を高めることにもつながります。

こどもの生涯にわたる幸福は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあるということを念頭に入れ、下記の3つの視点を踏まえ

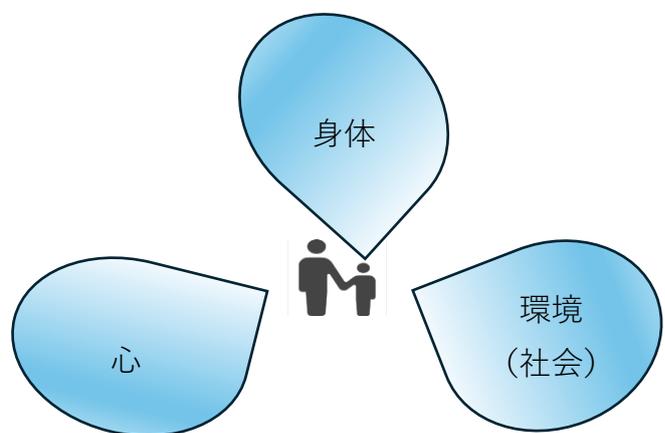
ウェルビーイングについて掲載してみました。

◇特に留意すべき子育て支援の視点◇

こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

こどもの権利と尊厳を守る

こどもの誕生前から切れ目なく育ちを支える



## 2. 基本方針

子ども・子育て支援の推進にあたっては、教育・保育分野をはじめ、保健、労働などの子どもと家庭にかかわる関係分野すべてが相互に連携し、市のみならず、地域社会全体で子育てを支援していくことが必要です。

本計画では、子ども・子育てに関する課題の解決に向け、基本理念のもと、次の4つの基本方針を定め、各種施策の展開を推進します。

現行計画の内容を踏襲しつつ、加筆等をしていきます。

### (1) 安心して妊娠・出産できる環境づくり

晩婚化・晩産化が進む中での妊娠や出産支援、また、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化などに伴い増加する子育て不安の軽減に向け、子どもと母親の健康を確保するための健診や相談・支援体制を充実させるとともに、妊娠から子どもの成長までを見守り、子どもと保護者に寄り添った適切な支援を行うための情報共有の仕組みや連携体制の構築を図ります。

### (2) 乳幼児期における健やかな育ちへの支援

乳幼児期は、身体的な変化が最も大きいと言われる時期であると同時に、心理的な基礎部分を構築する時期でもあり、さらに、子どもの発達に対する保護者の不安が大きくなる時期でもあるため、幼稚園や保育所等での適切な幼児教育・保育の提供を通じ、一人ひとりの発達状況に応じ、健やかな子どもの成長を支援するとともに、就労中あるいは就労希望のある保護者への支援にもつなげていきます。

### (3) 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供

学童期は社会生活を送る上での規範意識や自他の尊重意識、他人への思いやりなど、社会に出ていくための準備をする期間であることから、自立や社会参加に向けて、学童期以降における適切な教育及び教育環境を提供していくとともに、デジタル化が進む昨今において、日々進歩する技術に対応し、将来、社会で活躍できるよう先進的な教育を積極的に取り入れていきます。

#### (4) 子育てを支える富良野市の環境づくり

人口減少による現役世代の負担の増加、物価高など、子育てをする保護者の生活は厳しさを増しており、社会全体で子どもを育てていくことの重要性が高まっている中において、子育てが「孤育て」となることのないよう、保護者同士、世代間の交流を図るのみならず、必要な支援につなげられるように、一人ひとりの保護者への働きかけを積極的に進めていきます。

### 3. 重点施策の設定

本計画における重点施策として、以下の3つを掲げます。

以降は現行計画の内容のままです。

#### ◇第3期計画における重点施策の設定◇

1. 室内の遊び場の整備
2. 産婦人科医療、小児科医療の充実
3. 子育てに伴う経済的支援の充実

本計画を策定するにあたって実施したアンケートでは、市が重点的に取り組む必要性の高い施策として、「小児救急医療などの小児医療の充実」、「室内の子どもの遊び場」、「子育てに伴う経済的支援の充実」「安心して妊娠・出産できる医療体制の整備」やが上位を占めています。

市の子ども・子育て支援の満足度を上げていくためには、こうした市民の声を考慮し、長期的なまちづくりの視点も踏まえながら、ハード・ソフトの両面から課題解決に向けた取り組みを進めていく必要があります。

特に、「室内の子どもの遊び場」については、冬が長く、まちなかに観光客の多い富良野市では、天候を問わず安心して利用できる子どもの居場所づくりが不可欠となっています。

室内の子どもの遊び場の整備は、子どもと保護者のみならず、まちづくり全体与える影響が大きいと見込まれることから、本施策を本計画の計画期間における重点施策の1つとして位置づけ、スピード感のある検討・取り組みを進めていくこととします。

また、医療体制の充実や子育て家庭への経済的支援の充実などについても、子育てしやすいまちづくりに向けた取り組みを加速させていきます。

## 4 数値目標の設定

本計画における目標を以下のように掲げます。

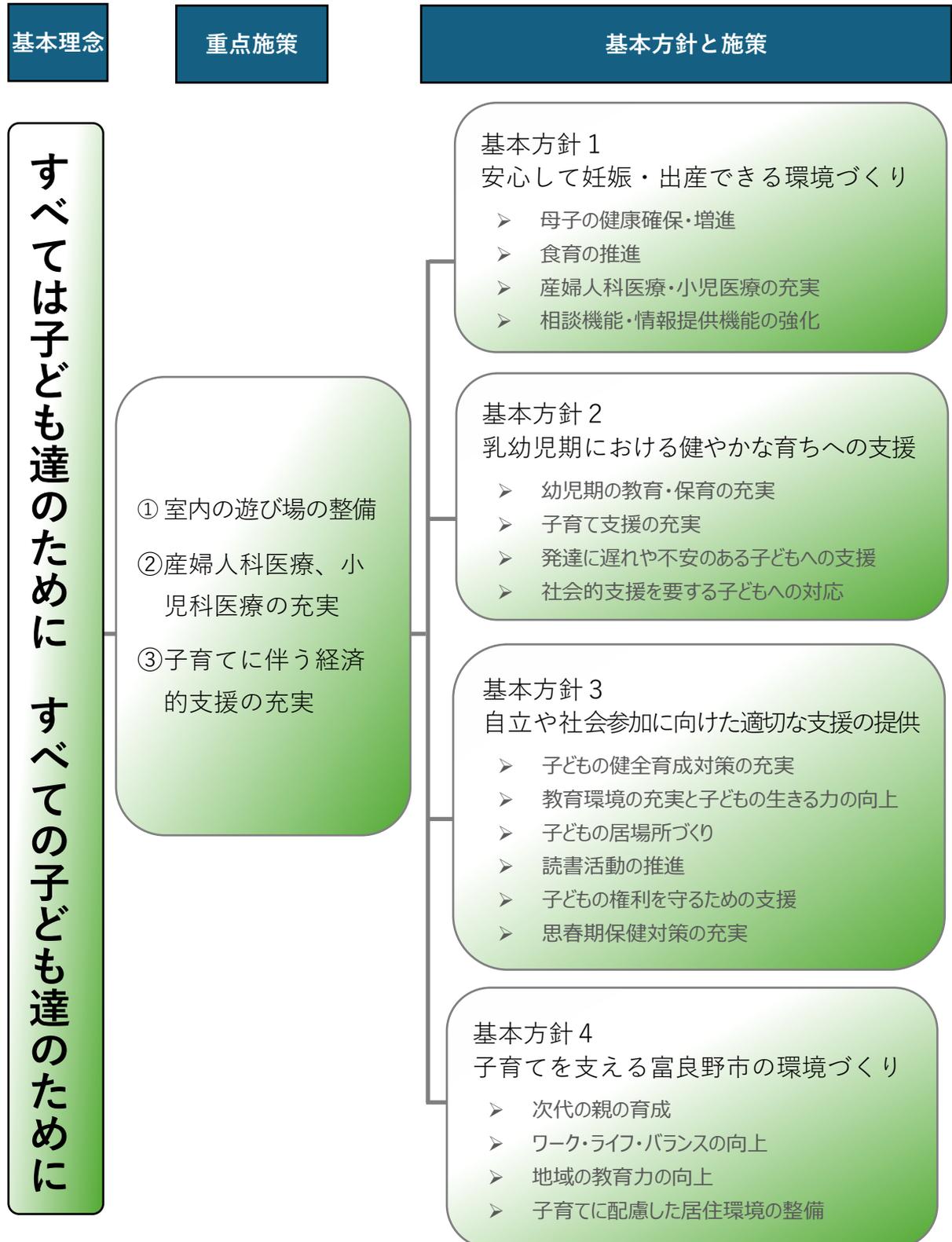
### ◇計画における数値目標◇

- ★ 「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」で取得する子育て環境や支援の満足度において、“満足”の割合を 8割以上 とする。

## 5. 施策体系

本計画では、基本理念、基本方針、基本視点を踏まえ、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援の施策について、次の体系を定めます。

### ◇施策体系◇

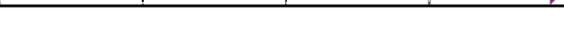


## 6. 子育て施策の全体像

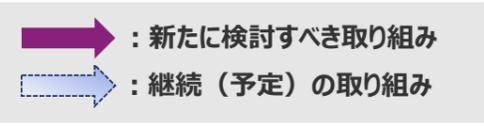
### ■子育て施策の対象（基本方針1）■

 : 新たに検討すべき取り組み  
 : 継続（予定）の取り組み

#### 1 安心して妊娠・出産できる環境づくり

1 安心して妊娠・出産できる環境づくり	妊娠期・ 出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生
<b>1-1. 母子の健康確保・増進</b>										
不妊治療等への支援										
母子手帳交付・妊婦健康相談・母子モアプリ										
妊婦健診（検査14回分負担）										
乳児家庭全戸訪問・産婦訪問										
乳幼児健康相談（7か月・1歳・2歳）										
乳幼児健診（4か月・1歳半・3歳児）										
定期予防接種の実施と任意予防接種費用の助成										
<b>産後ケアの体制確立・充実</b>										
<b>子育て世代包括支援センター（富良野版ネウボラ）の設置に向けた検討・体制の構築</b>										
<b>1-2. 食育の推進</b>										
妊婦栄養相談										
乳幼児健康教育										
乳幼児健康診査・健康相談時栄養相談										
食育指導・ふるさと給食・食材の日										
<b>離乳食やアレルギーに関する正しい知識の啓発</b>										
<b>広域連合との連携による給食センターのあり方に関する検討</b>										
<b>1-3. 産婦人科・小児医療の充実</b>										
産婦人科診療体制の確保										
小児医療の提供体制の確保										
<b>雇用・移住政策との連携</b>										
<b>1-4. 相談機能・情報提供の強化</b>										
新米ママ交流会の開催										
相談体制の充実と関係機関の連携										
子育てサークルの活性化										
子育てに関する意識啓発										
子育て情報の充実										
<b>子育てサロン等の時間延長</b>										
<b>新庁舎移転後の子育て支援センターのあり方検討</b>										

■子育て施策の対象（基本方針2）■



2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援

2 乳幼児期における健やかな育ちへの支援	妊娠期・ 出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生
<b>2-1. 幼児期の教育・保育の充実</b>										
0～2歳児保育の受入枠拡大		→								
保育時間の延長、休日保育の実施		→								
認可外保育所・幼稚園の側面支援、預かり保育の充実		→								
幼保小連携の推進								→		
へき地保育のあり方検討				→						
企業内保育所の拡大・支援		→								
ファミリー・サポート・センターの側面支援		→								
IoT保育システムの導入検討		→								
<b>2-2. 子育て支援の充実</b>										
助産施設における助産支援	→									
子育て世帯や多子世帯への経済的負担軽減策		→								
保育料の経済的負担の軽減		→								
児童手当の支給		→								
子ども医療費の助成		→								
就学援助								→		
任意予防接種の助成		→								
出産祝い「育児パッケージ」の構築		→								
子育てに係る総合的な経済的負担軽減策の検討		→								
<b>2-3. 発達に遅れのある子どもへの支援</b>										
通園センター運営・すくすくの支援		→								
障がい児保育の充実		→								
相談体制の充実と関係機関の連携（利用者支援事業）		→								
特別児童扶養手当の支給		→								
障害児福祉手当の支給		→								
5歳児健診におけるWISC-IV知能検査への支援検討							→			
通園センターの保健センター移設検討（2020～）		→								
子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討及び子育て世代包括支援センターとの連携体制の構築		→								
<b>2-4. 社会的支援を要する子どもへの対応</b>										
要保護児童等に対する相談・支援体制		→								
要保護児童対策地域協議会		→								
母子・父子自立支援員の設置		→								
家庭生活支援員派遣事業の充実		→								
児童扶養手当の支給		→								
ひとり親家庭等医療費助成		→								
子ども家庭総合支援拠点等の設置に向けた検討		→								

■子育て施策の対象（基本方針3）■

➡ : 新たに検討すべき取り組み  
 ➡ : 継続（予定）の取り組み

3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供

3 自立や社会参加に向けた適切な支援の提供	妊娠期・ 出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生
<b>3-1. 子ども健全育成対策の充実</b> 子ども会育成連絡協議会活動支援 子ども未来づくり事業 青少年補導センター・子ども110番の家 青少年サークルの育成支援 ふらのまちづくり未来ラボ推進事業					➡	➡	➡	➡	➡	➡
<b>3-2. 教育環境の充実と子どもの生きる力の向上</b> 教育分野におけるテクノロジーの活用に関する検討（Ed Techの導入検討）								➡		
<b>3-3. 子どもの居場所づくり</b> 児童館の運営 放課後児童クラブ（北の峰・緑町・麻町・桂木町・東部） 放課後こども教室（山部・樹海・布礼別・布部・鳥沼） 少年団体活動の支援 文化・スポーツ活動の推進 <b>多様な子どもの居場所づくりの検討</b>		➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
<b>3-4. 読書活動の推進</b> 家庭における読書活動の推進（ブックスタート・おはなし会） 地域における読書活動の推進（児童館ブックトラック・こどもの図書館まつり） 学校における読書活動（ブックトラック・学校読書活動） 学びの場づくり <b>新庁舎移転後の図書館2・3階の利活用</b>		➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
<b>3-5. 子どもの権利を守るための推進</b> 富良野市要保護児童対策地域協議会 「富良野市いじめZERO推進条例に基づく取り組みの推進」 <b>子ども家庭総合支援拠点の設置に向けた検討及び子育て世代包括支援センターとの連携体制の構築</b>		➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡	➡
<b>3-6. 思春期保健対策の充実</b> 健康・性に関する知識の啓発 インターネットとの適切な関わり方についての啓発								➡	➡	➡

4 子育てを支える富良野市の環境づくり

■子育て施策の対象（基本方針4）■

➡ : 新たに検討すべき取り組み  
 ➡ : 継続（予定）の取り組み

4 子育てを支える富良野市の環境づくり	妊娠期・ 出産期	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小学生	中学生	高校生
<b>4-1. 次代の親の育成</b>										
子育てを地域全体で支える社会づくり（少子化問題の研修・意識啓発）	➡									
男女共同参画による子育ての推進	➡									
小中高生と乳幼児のふれあい機会の拡充・多世代交流の促進	➡									
<b>民生委員等の見守り体制の強化</b>								➡		
<b>4-2. ワークライフバランスの向上</b>										
育児休業・介護休業制度の啓発と普及	➡									
労働時間短縮の促進	➡									
女性の再就職への支援（自立支援教育訓練給付金・高等訓練促進給付金）	➡									
求人情報の提供	➡									
<b>イクボス・イクメン等、ワーク・ライフ・バランスの機運づくり</b>	➡									
<b>4-3. 地域の教育力の向上</b>										
家庭教育の充実	➡									
家庭に関する相談体制の充実	➡									
家庭教育ハンドブックの配布	➡									
コミュニティスクールの活用と推進	➡									
<b>4-4. 子育てに配慮した居場所環境の整備</b>										
身近な遊び場・公園の整備	➡									
子育てに配慮された施設・設備の整備	➡									
子育て世帯に配慮した住環境の整備	➡									
交通安全教育の推進	➡									
子どもを犯罪の被害から守る取り組み	➡									
防犯ボランティア活動の支援	➡									
<b>新庁舎内のこどもの遊び場設置</b>	➡									
<b>空き店舗活用による遊び場設置</b>	➡									

